

令和5年度一般廃棄物（し尿）処理実施計画

秩父広域市町村圏組合

◎趣旨

この計画は、「秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例」第4条の規定に基づき、当該計画区域内の一般廃棄物の内、し尿及び浄化槽汚泥の収集及び処理に関する単年度ごとの一般廃棄物処理実施計画として必要な事項を定めるものである。

◎計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎計画区域

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町（ただし、し尿の収集は小鹿野町を除く。）

◎処理施設概要

施設名		清流園	溪流園	小鹿野し尿処理センター
所在地		秩父市荒川上田野	秩父郡皆野町大湊	秩父郡小鹿野町伊豆沢10番地
処理区域		秩父市、横瀬町	皆野町、長瀬町	小鹿野町
処理能力		40 kl/日×2系列 し尿 75.2 kl/日 浄化槽汚泥 4.8 kl/日 ※現在は1系列のみ。	40 kl/日×1系列 し尿 24 kl/日 浄化槽汚泥 16 kl/日	50 kl/日×1系列 し尿 27 kl/日 浄化槽汚泥 23 kl/日
処理方式	主処理	標準脱窒素処理	標準脱窒素処理	高負荷脱窒素膜分離処理、高度処理
	高度処理	凝集沈殿・オゾン脱色	凝集沈殿、オゾン(休止)急速砂ろ過	活性炭
	汚泥処理	脱水、乾燥	遠心式脱水機	遠心式脱水機
	臭気処理	低濃度：水洗浄＋活性炭、高濃度：炉に噴霧、乾燥：脱臭炉で燃焼	酸洗浄、アルカリ洗浄＋活性炭処理	薬液洗浄＋活性炭処理
放流先		荒川	荒川	赤平川

1、計画処理量

一般廃棄物の種類	組合計画処理量	施設別計画処理量		市町別計画処理量	
生し尿	2,743	清流園	1,280	秩父市	1,140
				横瀬町	140
		溪流園	666	皆野町	382
				長瀬町	284
小鹿野し尿処理センター	797	小鹿野町	797		
浄化槽汚泥 (農業集落排水処理施設の汚泥を含む。)	19,361	清流園	11,800	秩父市	9,600
				横瀬町	2,200
		溪流園	2,997	皆野町	1,723
				長瀬町	1,274
小鹿野し尿処理センター	4,564	小鹿野町	4,564		
合計	22,104	清流園	13,080	秩父市	10,740
				横瀬町	2,340
		溪流園	3,663	皆野町	2,105
				長瀬町	1,558
小鹿野し尿処理センター	5,361	小鹿野町	5,361		

2、施設別汚泥処理

施設別	脱水汚泥	乾燥汚泥	脱水し渣	焼却灰の処分	沈砂等
清流園	全量乾燥処理。	有価物(肥料原料)として業者へ売却。 し尿汚泥肥料・農水省許可番号生第 86138 号 目標量:140 トン	焼却処分。	し渣の焼却灰は微量なため自家処分。	定期的に民間企業*の一般廃棄物中間処理場へ搬入、中間処理(焼却)後、残渣は最終処分場に埋立処分。
溪流園	3社*に処分委託。委託先で焼却処分、一部をコンポスト原料として利用。		3社*に処分委託。委託先で焼却処分、一部をコンポスト原料として利用。		定期的に民間企業*の一般廃棄物中間処理場へ搬入、中間処理(焼却)後、残渣は最終処分場に埋立処分。
小鹿野し尿処理センター	大部分が乾燥・焼却処理。	肥料として希望者へ販売。 し尿汚泥肥料・農水省許可番号生第 86672 号 目標量:10 トン	乾燥汚泥と一緒に焼却処理し、残渣は最終処分場に埋立処分。	県外業者に埋め立て処分を委託。	微量なため自家処分。

※寄居町三ヶ山に埼玉県が造成した環境整備センター内にある民間企業

3、施設別河川水取水、処理水放流量の見込

施設別	河川取水量	処理水放流量	取水及び放流先
清流園	54,000 m ³ /年	67,000 m ³ /年	荒川
溪流園	36,000 m ³ /年	29,000 m ³ /年	荒川
小鹿野し尿処理センター	7,000 m ³ /年	11,000 m ³ /年	赤平川

4、施設別水質管理目標値

施設別	PH	BOD	S S	大腸菌群数	全窒素	全磷
清流園	5.8～8.6	5.0 以下	10.0 以下	100 個以下	10.0 以下	0.5 以下
溪流園	5.8～8.6	10.0 以下	10.0 以下	100 個以下	10.0 以下	1.0 以下
小鹿野し尿処理センター	5.8～8.6	10.0 以下	10.0 以下	100 個以下	10.0 以下	1.0 以下

5、廃棄物の適正処理困難物

組合のし尿処理施設の機能に支障を生じさせる恐れのあるもの。

6、処理除外物

『秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例』第9条第6号に規定する廃棄物。

7、収集運搬計画

(1)し尿収集運搬委託

委託業者は、原則、一般家庭等を定期的に巡回し、指定する処理施設へ委託車両により衛生的に搬入するものとする。

収集委託区域	委託業者	住所	収集車両	収集回数	計画収集量	搬入先
秩父市（吉田地区、大滝地区及び荒川地区を除く。）のし尿収集	（株）文化向上会	秩父市中村町3丁目5番30号	4台	随時	700 kl/年	清流園
秩父市（荒川地区及び大滝地区に限る。）及び横瀬町のし尿収集	（有）伊藤衛生社	皆野町大字皆野2345番地	2台		370 kl/年	
秩父市（吉田地区に限る。）のし尿収集	山中商事	小鹿野町下小鹿野1450番地6	2台		210 kl/年	

皆野町（皆野及び下田野に限る。）及び長瀬町 （岩田、井戸及び風布を除く。）し尿収集	（有）伊藤衛生社	皆野町大字皆野 2345 番地	1 台		418 kℓ／年	溪流園
皆野町（皆野及び下田野を除く。）及び長瀬町 （岩田、井戸及び風布に限る。）のし尿収集	（有）伊藤商事	皆野町大字皆野 2345 番地	1 台		248 kℓ／年	

(2)浄化槽汚泥に関すること。

浄化槽（農業集落排水処理施設の汚泥を含む。）から発生した汚泥は、占有者又は管理者が浄化槽を清掃する際に組合の許可を受けた者が、収集運搬車によって衛生的に処理施設へ搬入するものとする。

許可区域	許可業者	住所	収集 車両	収集 回数	計画収集量 (2 区域合算市町別)	搬入先	
秩父市（吉田地区を除く。） 及び横瀬町	（有）秩父環境総合	秩父市山田 2375 番地 2	4 台	許可業者による。	秩父市 9,600 kℓ 横瀬町 2,200 kℓ	清流園	
	（株）文化向上会	秩父市中村町 3 丁目 5 番 30 号	3 台				
	（有）秩父クリーン	秩父市滝の上町 11 番 4 号	2 台				
	（有）伊藤商事	皆野町大字皆野 2345 番地	5 台				
	（有）伊藤衛生社	皆野町大字皆野 2345 番地	3 台				
秩父市（吉田地区に限る。）	（有）茂田井商店	小鹿野町小鹿野 340 番地	2 台				
	山中商事	小鹿野町下小鹿野 1450 番地 6	3 台				
皆野町及び長瀬町	（有）伊藤商事	皆野町大字皆野 2345 番地	3 台			皆野町 1,723 kℓ 長瀬町 1,274 kℓ	溪流園
	（有）伊藤衛生社	皆野町大字皆野 2345 番地	2 台				

8、し尿処理施設の整備

各施設が安定したし尿処理を行えるように、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1)計画的な整備及び修繕等の実施
- (2)水質管理の実施
- (3)近隣に配慮した臭気対策等の実施

9、新処理施設建設に向けて

将来的な処理施設の統合に向け、新処理施設建設構想（仮称）の策定準備を進める。